

○厚生労働省告示第百九十二号

電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律（昭和二十八年法律第七十一号）第一条の規定に基づき、電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律第一条の規定に基づき厚生労働大臣が指定する発電事業者を次のように定める。

平成二十八年四月一日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律第一条の規定に基づき厚生労働大臣が指定する発電事業者

| 名称 | 本店の所在地 |
|----------|-----------------------|
| 関西電力株式会社 | 大阪府大阪市北区中之島三丁目六番十六号 |
| 九州電力株式会社 | 福岡県福岡市中央区渡辺通二丁目一番八十二号 |
| 四国電力株式会社 | 香川県高松市丸の内二番五号 |
| 中国電力株式会社 | 広島県広島市中区小町四番三十三号 |
| 中部電力株式会社 | 愛知県名古屋市中区東新町一番地 |
| 東北電力株式会社 | 宮城県仙台市青葉区本町一丁目七番一号 |
| 北陸電力株式会社 | 富山県富山市牛島町十五番一号 |

| | |
|------------------|--------------------|
| 北海道電力株式会社 | 北海道札幌市中央区大通東一丁目二番地 |
| 電源開発株式会社 | 東京都中央区銀座六丁目十五番一号 |
| 日本原子力発電株式会社 | 東京都千代田区神田美土代町一番地一 |
| 沖繩電力株式会社 | 沖繩県浦添市牧港五丁目二番一号 |
| 東京電力パワーグリッド株式会社 | 東京都千代田区内幸町一丁目一番三号 |
| 東京電力フュエル&パワー株式会社 | 東京都千代田区内幸町一丁目一番三号 |
| 東京電力ホールディングス株式会社 | 東京都千代田区内幸町一丁目一番三号 |

